

穀物（コメ、小麦を除く）

2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここでは雑穀について、米国の対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら <http://www.usdajapan.org/ja/usjta/> をご参照ください。

品名日本の HS コード（税番）	基準税率	2026 年 度	2027 年 度	2028 年 度	最終関税率 (年度)	2025 年 米国からの輸入額 (千円)
播種用以外のとうもろこし、爆裂種を除く、コーンスターチ、飼料、フレーク用以外、関税割当枠内 100590096	3.0%		無税		無税 (2019)	4,813,813
そば* 100810090	9.0%		無税		無税 (2023)	1,776,317
グリーンソルガム、播種用以外 100790090	3.0%		無税		無税 (2019)	1,973,026
播種用以外の大麦、飼料用を除く、国家貿易枠内 100390019	無税 (WTO 枠内の マークアップを徴 収)	4.4 円/kg を上限とするマークアップ			4.4 円/kg を 上限とするマ ークアップ (2026)	1,227,285
とうもろこし、播種用* 100510020	9 円/kg		無税		無税 (2019)	383
ライ麦、播種用* 100210020	4.2%		無税		無税 (2019)	0
ライ麦、播種用以外、飼料用/非飼料用 100290010/100290090	4.2%		無税		無税 (2019)	495
キヌア（ケノボディウム・クイノア） 100850200	3.0%		無税		無税 (2019)	0
グリーンソルガム、播種用* 100710020	3.0%		無税		無税 (2019)	0
大麦、播種用、国家貿易枠内 100310010	無税 (WTO 枠内の マークアップを徴 収)	4.4 円/kg を上限とするマークアップ			4.4 円/kg を 上限とするマ ークアップ (2026)	データなし

*薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所 (atotokyo@usda.gov、電話：03-3224-5115) まで。

最終更新日：2026年3月31日